

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公表番号】特表2011-500530(P2011-500530A)

【公表日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-528405(P2010-528405)

【国際特許分類】

C 0 7 C 237/46 (2006.01)

A 6 1 K 49/04 (2006.01)

【F I】

C 0 7 C 237/46 C S P

A 6 1 K 49/04 K

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

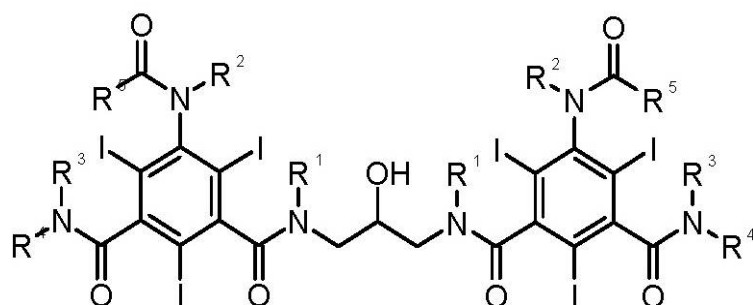
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の式(I)の化合物及びその塩又は光学活性異性体。

【化1】



式(I)

式中、

各  $R^1$  は独立に同一又は異なるものであって、水素原子或いは  $C_1 \sim C_4$  直鎖又は枝分れアルキル基を表し、

各  $R^2$  は独立に同一又は異なるものであって、水素原子或いは  $C_1 \sim C_4$  直鎖又は枝分れアルキル基を表し、

各  $R^3$ 、 $R^4$  及び  $R^5$  は独立に同一又は異なるものであって、1~6の-OH基で置換された  $C_1 \sim C_6$  直鎖又は枝分れアルキル部分を表す。

【請求項2】

各  $R^1$  及び  $R^2$  が水素原子及び/又はメチル基を表す、請求項1記載の化合物。

【請求項3】

各々の R<sup>1</sup>基が同一であり、各々の R<sup>2</sup>基も同一である、請求項 1 又は請求項 2 記載の化合物。

【請求項 4】

R<sup>1</sup>及び R<sup>2</sup>の各々が水素原子を表す、請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか 1 項記載の化合物。

【請求項 5】

R<sup>3</sup>及び R<sup>4</sup>がモノヒドロキシル化、ジヒドロキシル化又はトリヒドロキシル化 C<sub>1</sub> ~ C<sub>6</sub> 直鎖アルキル基を表す、請求項 1 乃至請求項 4 のいずれか 1 項記載の化合物。

【請求項 6】

R<sup>3</sup>及び R<sup>4</sup>が 位置にヒドロキシル基を有し、 位置では置換されていない、請求項 5 記載の化合物。

【請求項 7】

R<sup>3</sup>及び R<sup>4</sup>のすべてが同一であって、2, 3 - ジヒドロキシプロピル部分又は 2 - ヒドロキシエチル部分である、請求項 5 又は請求項 6 記載の化合物。

【請求項 8】

各 R<sup>5</sup>が同一であって、1, 2 - ジヒドロキシエチル部分又はヒドロキシメチル部分である、請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか 1 項記載の化合物。

【請求項 9】

以下の化合物のいずれかである、請求項 1 乃至請求項 8 のいずれか 1 項記載の化合物。

1, 3 - ビス [ 2 - ヒドロキシアセチルアミノ - 5 - [ ビス ( 2 , 3 - ジヒドロキシプロピル ) アミノカルボニル ] - 2 , 4 , 6 - トリヨードベンゾイルアミノ ] - 2 - ヒドロキシプロパン、

1, 3 - ビス [ 2 - ヒドロキシアセチルアミノ - 5 - [ ビス ( 2 - ヒドロキシエチル ) アミノカルボニル ] - 2 , 4 , 6 - トリヨードベンゾイルアミノ ] - 2 - ヒドロキシプロパン、

1, 3 - ビス [ 2, 3 - ジヒドロキシプロピオニルアミノ - 5 - [ N - ( 2, 3 - ジヒドロキシプロピル ) - N - ( 2 - ヒドロキシエチル ) アミノカルボニル ] - 2, 4, 6 - トリヨードベンゾイルアミノ ] - 2 - ヒドロキシプロパン、及び

1, 3 - ビス [ 2 - ヒドロキシアセチルアミノ - 5 - { ( N - ( 2, 3 - ジヒドロキシプロピル ) - N - ( 2 - ヒドロキシエチル ) アミノカルボニル } - 2, 4, 6 - トリヨードベンゾイルアミノ ] - 2 - ヒドロキシプロパン。

【請求項 10】

請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか 1 項記載の式 ( I ) の化合物を含んでなる診断剤。

【請求項 11】

請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか 1 項記載の式 ( I ) の化合物を薬学的に許容されるキャリアー又は賦形剤と共に含んでなる診断用組成物。

【請求項 12】

請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか 1 項記載の式 ( I ) の化合物を薬学的に許容されるキャリアー又は賦形剤と共に含んでなる X 線診断用組成物。

【請求項 13】

請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか 1 項記載の式 ( I ) の化合物を含む診断剤及び診断用組成物の、X 線造影検査における使用。

【請求項 14】

X 線造影剤として使用するための診断用組成物の製造における、請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか 1 項記載の式 ( I ) の化合物の使用。

【請求項 15】

請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか 1 項記載の式 ( I ) の化合物を予め投与した身体を診断装置で検査する段階、及び検査からのデータをコンパイルする段階を含んでなる診断方法。

【請求項 16】

イメージング方法、特にX線イメージング方法であって、請求項1乃至請求項9のいずれか1項記載の式(I)の化合物をヒト又は動物の身体に投与する段階、診断装置で身体を検査する段階、検査からのデータをコンパイルする段階、及び任意にはデータを解析する段階を含んでなるイメージング方法。